

○第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年十二月十九日郵政省令第九十一号）の一部改正案 新旧対照条文
 （傍線部分は改正部分、ゴシック体は必要的諮問事項）

改 正 案	現 行
<p>(用語) 第二条 (略)</p> <p>2 この省令の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 「一般第一種指定設備」とは、<u>第一種指定電気通信設備接続料規則</u>（平成十二年郵政省令第六十四号。以下「<u>接続料規則</u>」という。）<u>第</u>四<u>条</u>の表六の二の項のうち一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能、一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能、<u>閉門交換機接続ルーティング伝送機能及び表六の三の項の機能</u>（以下別表第一及び別表第二において「<u>一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能等</u>」という。）に係る設備並びにSIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能に係る設備をいう。</p> <p>六・七 (略)</p>	<p>(用語) 第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 「一般第一種指定設備」とは、<u>接続料規則</u>（平成十二年郵政省令第六十四号）<u>第</u>四<u>条</u>の表六の二の項のうち一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能、一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能、<u>閉門交換機接続ルーティング伝送機能及び表六の三の項の機能</u>（以下別表第一及び別表第二において「<u>一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能等</u>」という。）に係る設備並びにSIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能に係る設備をいう。</p> <p>六・七 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>別表第三〔第6条・第10条〕 (前略)</p> <p>第一部 概要紹介</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 会計処理の基準</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) その他 (接続料原価及び利潤の算定上の重要な変更措置等)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第二部・第三部 (略)</p> <p>第四部 参考情報</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 接続料原価及び利潤の算定上の重要な変更に伴う影響額</p> <p>4～7 (略)</p>	<p>別表第三〔第6条・第10条〕 (前略)</p> <p>第一部 概要紹介</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 会計処理の基準</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) その他 (接続料原価算定上の重要な変更措置等)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第二部・第三部 (略)</p> <p>第四部 参考情報</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 接続料原価算定上の重要な変更に伴う影響額</p> <p>4～7 (略)</p>

附 則

この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第二十六号)の施行の日(平成二十八年 月 日)から施行する。